

平成 29 年分 所得税の改正のあらまし（平成 29 年 4 月）の正誤表

○ 訂正箇所（下線を付した箇所が訂正箇所です。）

正	誤
<p>1 ページ 目次</p> <p>IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税等から適用される主なもの</p> <p>15 ページ IV</p> <p>IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税等から適用される主なもの</p> <p>16 ページ 2(1)の下</p> <p><u>《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則 54②）。</u></p> <p>16 ページ 2(2)の下</p> <p><u>《適用関係》 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則 54③）。</u></p>	<p>1 ページ 目次</p> <p>IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの</p> <p>15 ページ IV</p> <p>IV 平成 28 年度の改正事項のうち、平成 29 年分の所得税から適用される主なもの</p> <p>16 ページ 2(1)の下 <u>（追加）</u></p> <p>16 ページ 2(2)の下 <u>（追加）</u></p>